



事 務 連 絡
平成20年2月21日

(社)日本病院会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について（ホルムアルデヒド、1，3-ブタジエン及び硫酸ジエチルに係る健康障害防止対策関係）

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有害な化学物質による労働者の健康障害の予防対策については、従来から特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等により規制を行ってきたところですが、今般、「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、ホルムアルデヒド、1，3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについて、関係法令の整備を検討すべき旨検討結果が取りまとめられたこと等を受け、これらの物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底を図るため、同封のパフレットのとおりに労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正を行ったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する通知、広報誌等への掲載等により、本改正の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、関係情報につきましては、次のホームページに掲載されておりますので申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html>